

寒川神社の追儺祭 祭式の概要

正月二日の夜八時、本殿にて宮司以下祭員（神職・副士長・副士）により祭典が執り行われ、副士は諸役より「兜・清前・金木・太刀・弓矢」を渡される。その後、祭員（神職・副士長・副士）は本殿より参進し、神門前へ進み出た後、境内すべての灯火が消される。神門前にて神職と副士が向かい合って並ぶ。神職は烏帽子・狩衣、副士長は直垂、副士は浄衣を着す。

まず、副士長が「人数あらためます」といい、各祭員の前に進み出て「はい、一人」と点呼すると、それぞれ「おお」と答える。次に副士長が「はい、かぶと」といってヒゲノカズラ（今は蕙）を一人ずつ渡すとやはり「おお」と答えて受け取って烏帽子に掛け、「はい、太刀」といって二尺五寸の丸木の櫛を渡すと腰に帯び、「はい、金手木」といってやはり二尺五寸のかしわの木を渡す。

祭員すべてに祭具を渡し終わると、神門より太鼓橋へと参進し、参道末社前にて再び向かいあい蹲踞して所定の位置につく。続いて副士長が祭員の前に進み出て「弓を渡します」「はい、おゆみ」といって一尺三寸の柳木の弓を一人ずつ渡すと「おお」と答えて受け取り、左手に持つ。続いて同じように「はい、おや」といって八尺の葦の矢を祭員へ渡す。弓同様左手に持つ。祭具を渡し終わると、清前（神殿の裏にある難波の小池から汲んだ御神水）を「はい、きよさき」と言いながら南側に三か所、北側に三か所まき清める。終ると副士長が唱えて続けて一同が和する宝物数えがある。

(副) はややあつ（鶉羽矢有）

(一同) はややあつ

(副) ともややあつ（茅羽矢有）

(一同) ともややあつ

(副) ほたてやあつ（雉羽矢有）

(一同) ほたてやあつ

(副) おんばかせやあつ（御鶉羽矢有）

(一同) おんばかせやあつ

(副) やあつやあつはややあつ（矢有矢有鶉羽矢有）

(一同) やあつやあつはややあつ

宝物数えが終わると一同は諸役の打つ太鼓に従い「難波の小池」と発しながら神門へと戻り、内庭西門前にて向かい合い、先ほどと同じく弓矢を渡し、南北を清前にてまき清める。その後、再び宝物数えがおこなわれるが、すこし文言が変化する。

(副) はややあつ（鶉羽矢有）

(一同) はややあつ

(副) ともややあつ（茅羽矢有）

(一同) ともややあつ

(副) おこしきやあつ（山鶉羽矢有）

(一同) おこしきやあつ

(副) おだらせおんじょうずやあつ（御鶉羽御鶉矢有）

- (一同) おだらせおんじょうずやあつ
(副) はややあつ (鶴羽矢有)
(一同) はややあつ
(副) やあつやあつ (矢厚矢有)
(一同) やあつやあつ

宝物数えが終わると再び諸役の打つ太鼓に合わせて「難波の小池」と唱えながら西回廊を昇り、外拝殿に置かれた長さ一五尺、幅一尺五寸の追儼板の前に並んで太刀と金手木とでしばらくこれを叩き、その後、再び「難波の小池」と奉唱しながら本殿を右に三度回って終わる。

寒川神社の追儺祭について

寒川神社は寒川町宮山に鎮座する。『続日本後紀』によれば承和 13 年(846)に従五位上の神階を授与された。その後延長 5 年(927)に完成した『延喜式』の「神名帳」によると相模国唯一の名神大社に列せられている。『吾妻鏡』の寿永元年(1182) 8 月 11 日条に「相模一山」とあるのは、相模国の一宮を指すと考えられており、このころには一宮としての地位を確立していたと見る事もできる。戦国期には小田原北條氏が三代にわたり神社の再興を行うなど、時の政治権力との関係性が垣間見られる。現在でも祈祷者数全国一といわれ、相模国一宮として寒川町の歴史を語る上では欠かせない神社である。

「追儺」(ついな)とは平安時代初期頃から宮中で大晦日に行われている鬼祓いの儀式である。「大儺」(だいな)、「儺」を訓じて(おにやらひ)とも呼ばれる。

この儀式は中国の行事を取り入れたもので、『続日本後紀』によれば慶雲 3 年(706)「天下諸国疾病。百姓多死。始作土牛大儺」とあり、大儺が行われたことがわかる。その後平安期には宮中の 12 月の晦日の行事として定着、貞観年間を境に「大儺」から「追儺」への呼称変化が見受けられるようになる。

『内裏式』『延喜式』に見る平安期に行われていた「追儺」は、黄金の四面の面を付けた方相氏が大声を発しながら戈で盾を三度打ち、その後群臣が桃の弓と葦の矢を採って疫鬼を四方に追ったとされ、寒川町史では「鬼に形象された疫病の因を追うのが追儺行事の本質と思われる」としている。

その後、追儺行事(以後「追儺」に関する祭礼、行事等は「追儺行事」とする)は社寺や民間でも修正会、節分などの様々な形態が見られるようになり、現在でも全国各地で行われている。一例として、兵庫県指定重要無形文化財に指定されている長田神社の「古式追儺式」は節分祭に行われ、複数の鬼が神の使いとして登場し疫を祓う。ここでは「鬼」は退けられるものではなく、幸運をもたらす歳神様としての側面をもつ。

寒川神社の追儺祭がいつごろから行われていたのかは分かっていないが、同神社所蔵の安永 9 年(1780) 正月『当社年中祭府并神領石高帳』に追儺祭に関する記載のあることから、江戸時代には行われていたと思われる。

寒川神社は明治 4 年に国幣中社に列格、さらに同 6 年 3 月「官幣諸社官祭式」が出され、これにより例祭・大祭などの年中恒例祭は、国家的な配慮がほどこされたが、依然として地域色を残す特殊神事は一社固有の慣例に従うべきとされた。『寒川神社祭祀明細帳』によれば明治 5 年に追儺祭が行われていることが確認される。明治 44 年(1911)刊行の『寒川神社志』の祭祀の項では「当社特有の古式祭」として追儺祭・武佐弓祭・田打舞・端午祭(国府祭)・浜降祭・流鏑馬祭が挙げられている。これらについて、佐原慧氏は江戸、明治、大正期の資料から寒川神社の追儺祭の歴史的変遷を研究し、江戸時代から祭具について現在と大きな変化がないこと、資料の存在している明治大正期からは細かな名称等の違いはあるがその様式に大きな変化がないまま現在に至っていることを明らかにした。(佐原 2017)

また、寒川神社の追儺祭の特徴として「鬼」が出てこないことが上げられる。

各地の追儺行事を民俗学の視点から分析・分類したものとして中村茂子氏の論考が挙げられるが、追儺行事が鬼を追いやる「鬼追い行事」である点に注目し、「鬼」を「完

成されない鬼」「完成された裸形装束の鬼」「人間装束を着けた鬼」に分類している。
(中村 1996,2002)

「追儺」の本質が「鬼に形象された疫病の因を追う」のであれば「鬼」という存在が追儺行事において重要な存在であることがうかがえるだろう。「鬼」の存在が無い追儺行事もあるが、その場合悪疫という抽象的な存在を別の対象に移し替えることによりその存在を明確にする作用が見受けられるという。国府宮の裸祭りの「土餅」などがそれに当たるだろう。(注1)

これに対し、寒川神社の追儺祭は「鬼」も移し替える対象も存在しない。神殿裏にある「難波の小池」から汲んだ水である「清前」(キヨサキ)で境内を清め、祭具である矢の名称を奉唱する「宝物数え」や追儺板を打ち鳴らすことによって疫を祓い「追儺」を行っている。目には見えない悪疫に対して「水・音・弓矢」、三つの所作を複合的に用いて祓い清めている。

これは他の追儺行事では見受けられない寒川神社の追儺祭の大きな特徴であろう。

寒川神社において追儺祭は「当社特有の古式祭」であり、近世からその姿を大きく変えることなく伝えられている継続性が明確な行事である。また、その様相は各地の追儺行事にはあまり見られない特徴を持っている。寒川町において寒川神社の追儺祭はこの地域の独特な祭祀を伝える貴重な無形民俗文化財であり、町指定重要文化財とするにふさわしいものであると考える。

寒川町文化財保護委員会 会長

(注1)

愛知県稲沢市国府宮裸祭では「鬼」は登場せず、神事を中心として「神男」と呼ばれる「儺追人」が登場する。「神男」に触れることにより「厄」を祓い落とすことができるとされるが、夜儺追神事においては様々な罪や災いをつぎ込んだ「土餅」を背負わされ境外へ追放される。

引用参考文献

板谷 徹「寒川神社の祭礼 3 追儺祭と武佐弓祭」『寒川町史 12 別編民俗』寒川町 1991

佐原 慧「追儺祭に関する一考察」『神社本廳総合研究紀要』第二十二号 2017

中村茂子「民俗行事・民俗芸能に見る鬼の形態」『芸能の科学』二十四東京国立文化財研究所芸能部編 1996

「追儺・修正会結願の鬼行事 その地方的受容と展開」『芸能の科学』二十九独立行政法人文化財研究所 2002

『寒川町史 1 資料編古代・中世・近世(1)』寒川町 1990

『寒川町史 6 通史編原始・古代・中世・近世』寒川町 1998

『寒川町史 9 別編神社』寒川町 1994

『寒川町史 12 別編民俗』寒川町 1991

寒川神社の武佐弓祭 祭式の概要

一月八日より神事を行う。

午前十時、宮司以下の祭員や直垂をつけた振幣役が祓所にて清めを受け、拝殿所定の座につく。宮司一拝、献饌、祝詞奏上の後、宮司玉串拝礼を行い、参列者も外拝殿にて拝礼する。次いで神前の弓矢を禰宜が捧げて拝礼し、西回廊より内庭の祭場に向かう。祭場に宮司以下の祭員が着座する。禰宜が西門の前の座につき、上座が着座のまま的に向かい浅く伏し「千早振る神の御前の武佐の弓、悪魔を払い国ぞ治むる」と神歌を唱えて、座って篠竹の矢を射る。下座も同様に行う。

続いて禰宜が座を入れ換えて、振幣役が矢を回収する。上座が神歌を唱えたあと、上座が右膝を立てて矢を射り、下座も同様に射る。さらに座を入れ換えて神歌を唱えたあと、上座が立って矢を射り、下座も同様に射って終わりとなる。

奉書の矢羽を用いて的中すれば伶人が太鼓を打ち、振幣役が幣を上げて「あたり」という。

寒川神社の武佐弓祭について

寒川神社は寒川町宮山に鎮座する。『続日本後紀』によれば承和13年(846)に従五位上の神階を授与された。その後延長5年(927)に完成した『延喜式』の「神名帳」によると相模国唯一の名神大社に列せられている。『吾妻鏡』の寿永元年(1182)8月11日条に「相模一山」とあるのは、相模国の一宮を指すと考えられており、このころには一宮としての地位を確立していたと見る事もできる。戦国期には小田原北條氏が三代にわたり神社の再興を行うなど、時の政治権力との関係性が垣間見られる。現在でも祈祷者数全国一といわれ、相模国一宮として寒川町の歴史を語る上では欠かせない神社である。

武佐弓祭は、一般には歩射(ぶしや・かちゆみ)と呼ばれる正月の神事で、馬に乗らずに立って矢を射当てて破魔を実現するとともに、的に矢が当たるか当たらぬかで年占ともなる。一般的には「鬼」の字が書かれていることが多い。歩射は歩射(ほしや)、奉射(ぶしや)・舞射、飛射(びしや)・備射、武射(むしや)、奉射(ほうしや)などと呼ばれることもあり、これに対し、馬上から弓を射る行事を騎射(きしや)という。このような弓を用いた神事は「弓神事」と呼ばれ、その起源は、中国由来の律令期から中世まで宮中でおこなわれていた、射礼(じゃらい)とする歴史的立場と、古代の狩猟儀礼や年頭の儀礼的狩猟に遡らせる民俗的立場に大別できるとされる(渡部2013)。『分類祭祀習俗語彙』(柳田1963)によると、弓神事は、オビシヤ、オカドユミ、カクウチ、カチマト、カンガエ、マトイ、モモテ、ヤツハナダコ、ユミギトウ、ユミハジメなど、各地で多様な名称の行事として行われていることがわかる。

このように弓神事は古来より各地で様々な様相で行われていたことがわかる。神奈川県内では相模原市指定田名八幡宮の的祭、小田原市指定白髭神社の奉射祭、大磯町指定白岩神社祭礼などの弓神事が知られている。

寒川神社の武佐弓祭がいつごろから行われていたのかは分かっていないが、同神社所蔵の安永9年(1780)正月『当社年中祭府并神領石高帳』に「的張紙・御弓矢・的竹」といった祭具を用意する社人が定められていたこと、的に「甲」「乙」「ム」の文字を書き「鬼」を表したという旨や、「千早振神の御前之武者の的 悪邪ハはらい玉ぞおさむる」と神歌の記載もされているので、同時期には現義と似た様相で行われていたと考えられる。

寒川神社は明治4年に国幣中社に列格、さらに同6年3月「官幣諸社官祭式」が出され、これにより例祭・大祭などの年中恒例祭は、国家的な配慮がほどこされたが、依然として地域色を残す特殊神事は一社固有の慣例に従うべきとされた。「寒川神社日記」によれば明治7年に武佐弓祭が行われていることが確認される。明治44年(1911)刊行の『寒川神社志』の祭祀の項では「当社特有の古式祭」として追儺祭・武佐弓祭・田打舞・端午祭(国府祭)・浜降祭・流鏝馬祭が挙げられている。

寒川神社に於いて武佐弓祭は「古式」として受け継がれ、その姿を現在に見ることができる貴重な祭礼と言えるだろう。

寒川神社武佐弓祭の特色としては的が挙げられるだろう。弓神事において的は一般的に円を書いてある的の他、模造の鹿や猪、三本足の鳥と兎、「鬼」の文字など様々な形態

があるが、寒川神社の場合的の後ろに立てられる大振りの的の「鬼」の字が正確な鬼ではなく、「甲」「乙」「ム」の文字で構成されている。また、様々な形態の小的を持ち帰り縁起物とする事例も見受けられるが、寒川神社の場合、的の横に垂らした大麻を持ち帰ることにより安産や建築の守りとなると言われている。また、的を掛けている青竹は神事のあと、中郡田村（現在の平塚市田村）と高座郡一宮村間、地域交通の要所である相模川の渡船「田村の渡し」の棹に使用されていたと伝承されており、地域との係りがうかがえる事例であろう。

歩射は的を射ることで「破魔」と「年占」の二つの性格があるが、寒川神社の場合、崩した「鬼」の字の的を射当てるのが「破魔」となるが、当たった箇所や回数によってその年の吉凶を占う「年占」により重きが置かれている。

これらの点が寒川神社武佐弓祭の特色といえるだろう。

寒川神社において武佐弓祭は「当社特有の古式祭」であり、近世からその姿を大きく変えることなく伝えられている継続性が明確な行事であり、その様相はこの地域独特な特徴を持っている。寒川町において寒川神社の武佐弓祭はこの地域の独特な祭祀を伝える貴重な無形民俗文化財であり、町指定重要文化財とするにふさわしいものであると考える。

寒川町文化財保護委員会 会長

参考引用文献

- 『国府祭 相模国府祭調査報告書』大磯町教育委員会 2020
渡部綾乃「弓神事の民俗的機能-名張市・天理市の宮座行事を中心に-」『天理大学考古学・民俗研究室紀要』2013
柳田国男編『分類祭祀習俗語彙』角川書店 1963
『寒川町史 12 別編民俗』寒川町 1991
『寒川町史調査報告書 10-寒川神社日記(1)-』寒川町 2000
『寒川神社志』寒川神社 1911
加藤丘之助『史話さむかわ』1950
『寒川町史 1 資料編古代・中世・近世(1)』寒川町 1990
『寒川町史 6 通史編原始・古代・中世・近世』寒川町 1998
『寒川町史 9 別編神社』寒川町 1994